



HPP 法に基づく VAT 優遇措置の実施規則について^{P1}

インプット VAT の控除メカニズム^{P5}

HPP 法に基づく VAT 優遇措置の実施規則について

2022 年 12 月 12 日、政府は国税規則調和 (Harmonisasi Peraturan Perpajakan/HPP) 法¹の一部として改正された付加価値税 (VAT) 法 16B 条を実施するための政府規則 GR-49²を発行しました。HPP 法では、いくつかの VAT 非課税対象のステータスが変更されました。この変更には、VAT 法第 4 条 A に基づくネガティブリスト (VAT 非課税) から、HPP 法第 16 条 B に基づく VAT 優遇措置 (VAT 免除または VAT 不徴収) へ移行するいくつかの商品及びサービスが含まれます。

GR-49 は、これまで複数の規則で規定されていた VAT に関する規則を統合するために制定されました。GR-49 の対象となる物品及びサービスのほとんどは、GR-49 制定以前の規則に由来するものであり、従前と同様の VAT 規則が継続されます。ただし、ネガティブリストから移行される品目の追加や品目の新規追加もあります。また、PMK-198³にて規定されていた一部の物品も移行されます。

GR-49 は、以下の規則を取り消します。

- VAT が免除される特定の物品およびサービスの輸入および/または提供に関する政府規則 2000 年第 146 号 (GR-146) (政府規則 2003 年第 38 号 (GR-38) にて最後に改正)
- VAT が免除される戦略物資およびサービスの輸入および/または提供に関する政府規則 2015 年第 81 号 (GR-81) (政府規則 2020 年第 48 号 (GR-48) にて最後に改正)
- VAT が免除される浄水の提供に関する政府規則 2015 年第 40 号 (GR-40) (政府規則 2021 年第 58 号 (GR-58) にて最後に改正)
- VAT 不徴収となる、特定の輸送手段による物品の輸入および/またはサービスの提供および関連サービスの提供および/または利用に関する政府規則 2019 年第 50 号 (GR-50)

ただし、関連するすべての規則は、GR-49 と矛盾しない範囲において引き続き有効です。

¹ 法律 2021 年第 7 号、2021 年 10 月 29 日公布・発効

² 法律 2022 年第 49 号 (GR-49) 2022 年 12 月 12 日公布・発効

³ VAT および奢侈品販売税 (LST) が徴収されない輸入税免除物品の輸入に関する財務大臣規則 No.231/KMK.03/2001 の 7 回目の修正となる財務大臣規則 No.198/PMK.010/2019 (PMK-198)

GR-49 は、VAT 優遇措置を 5 つのカテゴリーに分類しています。

- a) VAT が免除される物品およびサービスの輸入および/または提供
- b) VAT が免除される戦略物資の輸入および/または提供
- c) VAT が免除される、関税地域内における戦略サービスの提供、および/または関税地域外から関税地域内への戦略サービスの利用
- d) VAT 不徴収の、関税地域内における戦略物資の輸入および/または提供と戦略サービスの提供、および/または関税地域外から関税地域内への戦略サービスの利用
- e) 輸入関税が免除され、かつ VAT および LST 不徴収となる物品の輸入

A. VAT が免除される物品およびサービスの輸入および/または提供

このカテゴリーの物品およびサービスの一部は、GR-38 から移行されました(例: ポリオワクチン、特定の書籍、礼拝所の建設サービス)。残りは新規に規定される物品およびサービス(COVID-19 ワクチン、国家災害救助のために特定の政府機関が受領する物品およびサービスなど)です。この優遇措置の利用に免税申請書(Surat Keterangan Bebas/SKB) は不要です。

B. VAT が免除される戦略物資の輸入および/または提供

このカテゴリーに属する物品のほとんどは GR-48 から移行されたもの(機械、電気、工場設備、牛などを含む)、と以下の物品です。

- a) GR-38 に係る物品:
 - i. 政府機関、国有企業、またはインドネシア国軍を通して輸入または配送された武器、弾薬、予備部品、その他の軍事機器
 - ii. 公共施設、学生寮など、財務大臣が設定した制限付き
- b) PMK-198 に係る物品 - 輸入関税が免除された輸入品:
 - i. 博物館、動物園、その他の公共施設および自然保護に使用される物品
 - ii. 政府が公共用に輸入する物品
 - iii. 国家予算で輸入される医薬品
 - iv. 国家予算で輸入される人体の治療、血液、人工組織に係る材料
- c) VAT 法第 4 条 A に基づくネガティブリストに分類される物品:
 - i. 米、肉、卵など、一般市民が必要とする必需食料品
 - ii. 鉱床から直接採掘された鉱業製品(石炭を除く)
- d) GR-58 に係る物品 - 浄水
- e) 新規に追加される物品:
 - i. 大統領専用車両
 - ii. 消費用砂糖
 - iii. 圧縮天然ガス

浄水について、「補充用」の水(air isi ulang)の提供は GR-49 にて免税措置を受けられないと規定されました。

鉱業製品については、HPP 法による VAT 法の改正時にネガティブリストから除外され、改正後の HPP 法第 16B 条ではネガティブリストにリストアップされませんでした(つまり、HPP 法では鉱業製品は VAT の課税対象)。ただし本規則では、現在、これらの物品の提供について、VAT が課されないことを確認しています。しかし、そのステータスは、ネガティブリストによる「VAT 非課税」から本規定による「VAT 免除」に変更されています。

結果的に VAT が課税とはならない場合でも、ステータスが異なるために行政手続きが異なる可能性があります。例えば、従前では PMK-198 の対象であり VAT 不徴収であった物品が、VAT 免除の対象となることで、異なる行政手続きが必要となる場合があります。この行政手続きの変更は、これまでネガティブリストにリストアップされていた物品にも適用される可能性があります。

この制度を利用するためには、免税申請書が必要な商品もあれば、不要な商品もあります。詳細は GR-49 本文 をご確認ください。

C. VAT が免除される、関税地域内における戦略サービスの提供、および/または関税地域外から関税地域内への戦略サービスの利用

このカテゴリでは、ほとんどは HPP 法によりネガティブリストから除外されたサービスです。従前の VAT 法では 11 のサービスが除外されていましたが、HPP 法の新第 16B 条では 7 つのサービス(医療、金融、保険、教育、社会、公共交通、労働サービス)がリストアップされています。今回の規定で、残りの 4 つのサービス(非営利放送、郵便、公衆電話、郵便振替)がこのカテゴリに入ることが確認されました。

また、以下の 2 つのサービスが GR-38 から移行されました。

- a) 公共アパートおよび住宅の賃貸
- b) 国防省またはインドネシア国軍が特定の目的のために受領するサービス

また、GR-49 では、「国外」路線の免除を受けることにより公共交通を享受できるサービスの例も示しています。これには、国内航空輸送サービスが海外輸送サービスと一体となっている場合(つまり、国内線と国際線の両方の航空券として発行されている場合)が含まれます。

D. VAT 不徴収の、関税地域内における戦略物資の輸入および/または提供と戦略サービスの提供、および/または関税地域外から関税地域内への戦略サービスの利用

このカテゴリでは、ほとんどの VAT 対象物品・サービスが GR-50(全品目)から移行しています。加えて、政府備蓄用以外の金塊がこのカテゴリに含まれます。上記 B の鉱業製品と同様に、金塊は従前のネガティブリストから除外され、HPP 法の新第 16B 条にリストアップされませんでした。

E. 輸入関税が免除され、かつ VAT および LST 不徴収となる物品の輸入

輸入関税が免除される特定の物品は、PMK-198 に基づく VAT および LST の不徴収制度を享受することができます。これまで PMK-198 で規定されていた物品は、すべてこのカテゴリに移されます。ただし、上記 B の項目と、外国代表、国際機関、またはその職員が輸入する物品は除きます。

このカテゴリにおける VAT および LST 不徴収は、不徴収証明書(Surat Keterangan Tidak Dipungut)を提出することなく許可されます。

F. インプット VAT 控除

VAT 免除制度(上記のカテゴリ A、B、C)を受ける物品・サービスの国内提供に関連するインプット VAT は、売り手側で控除することができません。VAT 不徴収制度がある物品・サービス(カテゴリ D)の国内提供に関連するインプット VAT は、売り手が控除することができます。

G. 経過措置

GR-49 では、2022 年 4 月 1 日に遡り適用されることが規定されています。2022 年 4 月 1 日から 2022 年 12 月 11 日までに発生した VAT 免除または不徴収の取引で、VAT が既に納付または徴収されている場合、以下の通りとなります。

- a) 売り手の場合
 - i. 徴収した VAT は納付しなければならない
 - ii. VAT 免除を受けることができたはずの物品・サービスの国内提供に関連するインプット VAT は、控除することができない。しかし、VAT 不徴収を享受できたはずの物品・サービスの国内提供に関連するインプット VAT は、控除することができる。
- b) 買い手（輸入業者、サービスの受領者等）の場合
 - i. 買い手が VAT 課税事業者(Pengusaha Kena Pajak/PKP)の場合、インプット VAT を控除することができる
 - ii. 買い手が VAT 課税対象事業者に該当しない場合、支払った VAT は、本来支払うべきでない税金とみなされる（還付されることが想定される）

GR-49 では、上記カテゴリー B および D に該当する物品の輸入または取得した日から 4 年以内に、納税者が以下のいずれかを行った場合、免税または不徴収が適用されず VAT を支払わなければならないと規定されています。

- a) 物品が輸入・取得時の目的に従って利用されない場合
- b) 物品の一部または全部が他の当事者に譲渡された場合

以下の譲渡は除かれます。

- a) 本社から支店へ（またはその逆）、支店間の譲渡
- b) 海運、漁業、港湾分野の企業による船舶の譲渡、または、より大きな寸法や容量を持つ同型の船舶と交換するための船舶の譲渡。または、
- c) 国営企業による、ビジネス・ストラクチャリングを通じた資本払込の代わりに行われる譲渡

手続きに関するさらなる規定は、財務大臣の規則が発行されます。

最後に、本規則で規定されている VAT 免除または VAT・LST 不徴収制度は、経済状況および国家歳入への影響を考慮して、見直され、変更される可能性があります。

インプット VAT の控除メカニズム

2022年12月12日、財務大臣は、VAT 課税対象および VAT 非課税対象の物品・サービスの提供を行う課税対象事業者のインプット VAT の控除を規定する財務大臣規則⁴ を置き換える PMK-186⁵ を発行しました。

PMK-186 では、HPP 法の変更に合わせ、物品・サービスの提供を以下のように分類しています。

- a) インプット VAT が控除される VAT 課税対象物品・サービスの提供
- b) インプット VAT が控除されない VAT 課税対象物品・サービスの提供
- c) VAT 非課税物品・サービスの提供

当該規定の計算例では、新しく設けられた上記 b) のカテゴリーに係るものが組み込まれています。これは、物品・サービスの提供が VAT 課税対象でありながら、関連するインプット VAT が控除されない、「最終」VAT 制度下における例です。控除に関する規則そのものには変更はありません。当該規定には、課税対象事業者が VAT 課税対象と VAT 非課税対象の物品・サービスの提供を同時に行い、当該提供に関連するインプット VAT が特定できない場合の控除可能なインプット VAT の計算式が含まれます。

⁴ 財務大臣規則 No.135/PMK.011/2014 によって最後に改正された財務大臣規則 No.78/PMK.03/2010

⁵ 財務大臣規則 No.186/PMK.03/2022 (PMK-186) 2022 年 12 月 22 日公布・発効

Your PwC Indonesia Contacts:

Abdullah Azis
abdullah.azis@pwc.com

Hasan Chandra
hasan.chandra@pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo@pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@pwc.com

Hisni Jesica
hisni.jesica@pwc.com

Soeryo Adjie
soeryo.adjie-c@pwc.com

Adrian Hanif
adrian.hanif@pwc.com

Hyang Augustiana
hyang.augustiana@pwc.com

Sujadi Lee
sujadi.lee@pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@pwc.com

Kianwei Chong
kianwei.chong@pwc.com

Sukma Alam
sukma.alam-c@pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@pwc.com

Lukman Budiman
lukman.budiman@pwc.com

Surendro Supriyadi
surendro.supriyadi-c@pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@pwc.com

Made Natawidnyana
made.natawidnyana@pwc.com

Susetiyo Putranto
susetiyo.putranto@pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto@pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali-c@pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@pwc.com

Avinash Rao
a.rao@pwc.com

Marlina Kamal
marlina.kamal@pwc.com

Tim Watson
tim.robert.watson@pwc.com

Ay Tjhing Phan
ay.tjhing.phan@pwc.com

Nicholas Sugito
nicholas.sugito@pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@pwc.com

Nikolas Handradjid
nikolas.handradjid@pwc.com

Turino Suyatman
turino.suyatman@pwc.com

Dexter Pagayonan
dexter.pagayonan@pwc.com

Oki Octabiyanto
oki.octabiyanto@pwc.com

William Christopher
william.christopher@pwc.com

Enna Budiman
enna.budiman@pwc.com

Omar Abdulkadir
omar.abdulkadir@pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@pwc.com

Esa Perdana
esa.perdana@pwc.com

Otto Sumaryoto
otto.sumaryoto@pwc.com

Yuliana Kurniadjaja
yuliana.kurniadjaja@pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@pwc.com

Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@pwc.com

Gerardus Mahendra
gerardus.mahendra@pwc.com

Raemon Utama
raemon.utama@pwc.com

www.pwc.com/id



PwC Indonesia



@PwC_Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to id_contactus@pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2022 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesian member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

